令和4年度 東京都私立高等学校等

授業料軽減助成金のお知らせ

1 授業料軽減助成金について

私立高等学校等に在学している生徒の保護者の皆さまへ、学費負担軽減を目的とする東京都の助成制度として、返還不要な「**授業料軽減助成金**」があります。

年収目安約910万円までの世帯に対し、**在学校の授業料を上限**として、国の「就学支援金」と合わせて、 最大46万9,000円(都内私立高校平均授業料相当)まで助成する制度です。

また、所得制限を超過した場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯については、**5万9,400円まで**助成が受けられます。

2 申請期間 **令和4年6月17日(金)~令和4年7月31日(日)** ※7月31日 消印有効

- ※期間外の申請につきましては、受付できません。
- ※就学支援金とは別の助成制度のため、<u>毎年(学年1回)申請が必要です。対象となる方は忘れずに</u>申請してください。
- ※私立都認可通信制高等学校の授業料軽減助成金については、10月頃の申請となります。

3 スケジュール

<申請後のスケジュール>

- ① 6月17日~12月中旬
- ~ 財団での審査・学校での在籍 等の確認 ~

4 申請の方法

※宛名ラベルを封筒に貼ってご郵送ください。

- ① 申請書とその他必要な書類をご準備ください。※詳しくは3ページの 7 「申請に必要な書類一覧」をご参照ください。
- ② 申請書のご記入は、<u>黒又は青のボールペンを使用してください。</u>(消せるボールペン・鉛筆は使用しないようお願いします。)
- ③ 「角2(A4)サイズ」の封筒に必要書類を折らずに入れて郵送してください。
- ④ 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意のうえ、封筒に「2名分申請」と記載し郵送してください。
- ⑤ 郵便局の窓口で「特定記録郵便」でお出しください。「特定記録郵便」の郵送状況は日本郵便(株)のホームページで確認できます(※申請されたかどうかは特定記録郵便の郵送状況確認をもって行えますので、特定記録郵便の控えは、受給が確認できるまでお手元に保管しておいてください)。
- ※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。控えが必要な方はコピーをおとりください。

宛名ラベル ---- (キリトリ線) -「チェック欄 ※提出前にご確認ください。 授業料軽減助成金 交付申請書(全世帯) □署名欄に署名はしましたか? **〒162-8799** 牛込郵便局留 所得状況及び証明書提出のいずれかにチェックをしましたか? ─振込先口座の名義人は申請者本人のものですか? (公財) 東京都私学財団 『住民票(コピー可) ──世帯全員及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものですか? 授業料軽減担当 行 □令和4年5月1日以降、申請日前3か月以内の発行のものですか? ☑所得及び扶養状況等を証明する書類 差出 【生活保護を受給している世帯】 名 『生活保護受給証明書』 」生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象と記載がありますか? 【住民税が「非課税・均等割のみ」の世帯及び課税の世帯】 住]令和4年度課税証明書・非課税証明書、特別徴収税額決定通知書(※) のいずれか1つ(コピー可) 所]生徒の扶養の記載があるものですか? 特別徴収だけで納税されていますか?(※特別徴収以外に納税されている場合は、必ず課税証明書をご提出ください) 特別徴収税額決定通知書はA3又はB4サイズ1枚に全体が収まるようにコピーをされましたか?

対象となる申請者の要件と軽減額

対象となる申請者の要件は、生徒の保護者等で下記の(1)~(3)のすべての要件に該当する方です。

(1)保護者(申請者)と生徒が、令和4年5月1日以降申請時まで引き続き*東京都内に居住

※4ページのQ5をご参照ください。

(生徒が、学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります。財団指定の入寮証明書をご提 出ください。)

- (2)令和4年7月1日現在※1、下記の①~⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者
 - ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程)
- ② 私立中等教育学校後期課程

③ 私立特別支援学校の高等部

- ④ 私立高等専門学校(1~3年)
- ⑤ 私立専修学校高等課程(1年6カ月制の場合は令和3年10月入学者及び令和4年4月入学者の保護者)
- ※1 令和4年7月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件になります。 特別申請は、申請日時点に在学していることが要件になります。

(3)次の対象世帯区分A~Dのいずれかに該当する方(※該当の可否に関するお電話での案内はできませんのでご了承ください)

	対象世帯区分	軽減額(年額) ※5
Α	区市町村民税課税標準額※1×6%-区市町村民税調整控除相当額※2が、154,500円未満の世帯	73,000円
В	区市町村民税課税標準額※1×6%-区市町村民税調整控除相当額※2が、304,200円未満の世帯	250 200III
С	上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯※3	350,200円
D	上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯※4	59,400円

- ※1 令和4年度の課税標準額を使用
- ※2 調整控除相当額について
 - ・申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が配偶者控除の範囲内の所得=1,500円
 - ・申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円
- ※3 詳しくは、下記 [6] 対象世帯区分Cの「基準額表」をご参照ください。 ※4 世帯において税法上扶養する23歳未満の子が3人以上いることが条件です。税法上扶養するとは、令和3年12月31日時点で扶養しているものとして住民税の 申告をしている状態になります。なお、令和4年度の1月1日~5月1日の間に生まれた子は、扶養する23歳未満の子の人数に含めます。
- ※5 授業料軽減助成金の軽減額(年額)は、就学支援金との合計額が46万9千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限になります。表記の軽減額(年 額)より減額となる場合があり、また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

対象世帯区分Cの「基準額表」 6

対象世帯区分Bの基準を超過する場合で、かつ、令和4年度の基準額【区市町村民税課税標準額×6%-区 市町村民税調整控除相当額」が、下記に定める世帯人数に対応した基準額以下の世帯であれば、「5」(3)の「C 世帯人数に対応した基準額以下の世帯」に該当します。

世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数(課税証明書・非課税証明書に記載さ れた人数)の合計人数となります。

I. ひとり親家庭 及び 配偶者控除を受けている世帯 に該当する方

⇒ 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が、**[配偶 者控除**]の範囲内の所得の世帯です。

Ⅱ. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯 に該当する方

⇒ 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、**[配偶者控除]** を受けていない世帯又は配偶者 に収入があり、[配偶者**特別**控除] を受けている世帯です。

I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯					
世帯人数	5人	6人	7人		
基 準 額	313,800円以下	327,600円以下	358,680円以下		
世帯人数	8人以上				
基 準 額	358,680円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下				

Ⅱ.配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯 世帯人数 5人 6人 378,120円以下 438,060円以下 451,860円以下 482,940円以下 基準額 320,340円以下 世帯人数 8人以上 基準額 482,940円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下

世帯人数の数え方

世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数(課税証明書・ 非課税証明書に記載された扶養人数)となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。 なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

○ 一人暮らしの兄弟姉妹 ……… 生徒の兄(姉)が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があ れば世帯人数に含めます。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。

○ 今年4月に就職した兄弟姉妹 … 今年1月1日以降の扶養関係に異動があり、申請時点で住民票が別になっているとしても、昨年 扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。

7 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象世帯区分	発行機関
① 令和4年度私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書 ⑤	全世帯	申請者 記入
 ② 住民票 (コピー可) ・ 世帯全員の記載があるもの ・ 続柄の記載があるもの ・ 令和 4 年 5 月 1 日以降の発行で、申請日前 3 カ 月以内の発行のもの ・ マイナンバー (個人番号) の記載がないもの 	全世帯	区市町村 役所(場)
所得及び扶養状況等を証明する書類(下記のいずれか)		
③ 生活保護受給証明書 (コピー可) ・生徒及び申請者 (保護者) の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和4年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの	生活保護を受給 している方	福祉 事務所
 ④ 令和4年度 課税証明書、非課税証明書等(※1)(※2)(コピー可) ・生徒の扶養の記載があるもの(名前は必要ありません。) ・扶養人数(内訳)の記載があるもの ・申請日前3カ月以内の発行のもの ・申請者及びその配偶者のもの(※3) ※1 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税・非課税証明書を提出してください。 ※2 原則、「課税証明書・非課税証明書」をご提出ください。なお、納税方法が特別徴収だけであり、給与収入が1か所のみの方の場合に限り、「特別徴収税額決定通知書」による提出が可能です(特別徴収税額決定通知書をご提出の際は、必ずA3又はB4サイズで、1枚を分割することなく全体が切れないようにコピーをお取りください)。 ※「源泉徴収票」「納税通知書」では受付できません。 ※令和4年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。 海外に赴任している方について 「課税証明書・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、4ページの ③ 「問合せ先」へご相談ください 	生活保護を受給していない方	区市町村 役所(場)
※3 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について ・[配偶者控除] の適用が無い(所得が1000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合 ・[配偶者特別控除] の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が[事業専従者] の場合 ・申請者が [配偶者控除] を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認 できる場合 ・配偶者の証明書は不要です。	配偶者の証明必要です	

8 Q & A ~よくお問合せを頂くご質問(お問合せの前にご覧ください)~

1. 申請について

- Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。
 - A. 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の 範囲内となります。なお、学年をさかのばっての申請はできませんのでご注意ください。
- Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。
 - A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」との支給総額は最大46万9千円の範囲内で、保護者が 負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。 なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。
- Q3.申請書に記載する「就学支援金認定番号」は何を見ればわかりますか。(都内の学校に通われている方のみ)
 - A. 6月中旬に学校から配布される「高等学校等就学支援金支給額決定通知」の、左上部のお名前の下にある<u>13ケタの番号をご覧ください。</u> ※1年生は学校から配布される認定番号(仮)をご記入ください。 「就学支援金認定番号: (例) 22-013-9999-0001

※認定番号がおわかりにならない場合は記入不要です。

- Q4. 保護者(申請者)は都内に居住しており、生徒が都外(寮)に居住しています。申請できますか。
 - A. 生徒が入学決定後都内から都外に移動し、学校が指定する寮に入っている場合は申請できます。ただし、学校の証明が必要になります。証明書は財団指定の専用用紙がありますので、財団ホームページからご入手ください。

- Q5. 住民票を都内に移したのが、令和4年6月10日です。申請できますか。
 - A. 申請できません。保護者(申請者)と生徒が令和4年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に居住していることが必要です。
- Q6. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。
 - A. 申請できます。
- **Q7. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」は受けられますか。**
 - A. 受けることができますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。ただし、都内に所在する学校では、保護者負担額を上限とし、納付済み分を保護者の口座に振り込み、未納分を授業料に充当する場合があります。
- Q8. 授業料の支払いが遅れていたため、「授業料軽減助成金」の一部のみ助成を受けました。その後、残りの授業料を支払った場合に差額は申請できますか。
 - A. 申請出来ます。特別申請(Q17参照)の時点で、2ページの **5** 「対象となる申請者の要件」を満たしていれば申請することができます。ただし、特別申請時までに授業料を納付していることが必要になります。また、特別申請では学校充当はできません。
- Q9. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。
 - A. 令和4年5月1日以降申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。申請後に転居される場合は、必ず郵便 局に転送届を提出してください。

2. 申請者について

- Q10. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。
 - A. 生徒の親権者がご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、下記 **9** 「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. 高校3年生の生徒が成人(18歳)しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。
 - A. 生徒が成年年齢(18歳)に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者(両親等)の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者(両親等)が申請してください。
- Q12. ひとり親家庭です。申請できますか。
 - A. 申請することができます。必要書類等ご不明な点につきましては、下記 **9** 「問合せ先」へご相談ください。
- Q13. 令和4年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。
 - A. 申請できます。令和4年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は 「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。
- Q14. 保護者がいません (成人している場合等)。本人が申請できますか。
 - A. 生徒が、他の人(配偶者等)の収入により生計を維持している場合はその人(配偶者等)が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記 [9] 「問合せ先」へご相談ください。
- Q15. 保護者が単身赴任(海外含む)のため都内にいない場合は申請できますか。
 - A. 申請者が、都内居住の保護者(親権者等)であれば申請できます。また、単身赴任者の「所得及び扶養状況等を証明する 書類」も必要となります。
- Q16. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。
 - A. 申請者が、都内居住の保護者(親権者等)であれば申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。 個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記 **9** 「問合せ先」へご相談ください。

3. 住民税額等が減額になった場合について

- Q17. 夏の申請期間が終了した後に住民税額が減額変更になり、申請要件を満たすことになったのですが、申請することはできますか。
 - A. 特別申請期間中に申請できます。令和5年1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受付ける予定です。特別申請は申請時点において、2ページの 5 「対象となる申請者の要件」に該当される方が対象となります。 日程などの詳細については、11月中旬以降に下記 9 「間合せ先」へお問い合わせいただくか、財団のホームページをご覧ください。なお、特別申請終了後に、申請を受付けることはできません。

4. 振込先口座について

- Q18. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。
 - A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義(個人)の口座を記入してください。
- Q19. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。
 - A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が 印字されます。通帳に最初から記載されている<u>「記号」「番号」ではありません。</u>

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例

【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456

9 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。 何卒、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

東京都私学財団

検 索 https://www.shigaku-tokyo.or.jp